


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市消防団員被服給与及び貸与規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市消防団員服制規則の一部を改正する規則を踏まえ、これに関連する所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東大和市消防団員服制規則の一部を改正する規則に関連する文言の整理</li> <li>○消防団員に配備する服等の一部を「給与」としていたが、全てを「貸与」とし、退職等の場合は全て返却することとして明示</li> <li>○国が定める「消防団員服制基準」や、都が定める「特別区の消防団員服制規則」と比較した上で、貸与期間について変更</li> <li>○防火被服の配備について追加 等</li> </ul> <p>(2) 施行日 決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該規程と現在の実態、東大和市消防団員服制規則の一部を改正する規則との整合性を図ることができる。</li> <li>○特別区消防団との差がなくなる。</li> </ul>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。